



下呂市農業委員会告示第 17 号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による別段の面積を次のとおり定めたので告示する。

令和3年9月3日

下呂市農業委員会 会長 金森 茂俊



1. 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 農地法施行規則第17条第2項が適用されない農地については現行の別段の面積（下限面積）10アールの変更は行わない

2. 農地法施行規則第17条第2項の適用について

1) 方針 現行の別段の面積（下限面積）を次のとおり設定する

| 指定地番           | 下限面積    |
|----------------|---------|
| 下呂小川字平岩1760番2  | 0.01アール |
| 金山町金山字曾デ3601番1 |         |

2) 方針 現行の別段の面積（下限面積）0.01アールを次のとおり解除する

| 指定地番             | 下限面積  |
|------------------|-------|
| 小坂町大垣内字滝ヶ野1854番6 | 10アール |
| 小坂町大垣内字滝ヶ野1854番7 |       |

3. この告示は 令和3年9月3日 から施行する。